

むつ市農業委員会第654回総会議事録

平成22年5月17日（月）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成22年5月17日（月）午前10時50分から11時40分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（23人）

番号	役職名	氏名
1	農業委員	嶋 影 秀 子
2	〃	北 上 勝 利
5	〃	福 永 忠 雄
6	〃	本 山 日 満 夫
7	〃	菊 池 秀 藏
8	会 長	立 花 順 一
9	農業委員	村 口 鉄 雄
11	〃	鳥 山 彰
12	〃	橋 本 唯 志
13	〃	菅 原 靖 博
14	〃	坪 清 志
15	〃	藤 澤 伊 三 郎
16	〃	畑 中 重 宏
17	〃	北 川 岩 男
18	〃	柳 澤 都 市 秋
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	水 戸 隆 璽
21	〃	坂 本 正 一
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	山 口 芳 一
27	〃	中 嶋 寿 樹
29	〃	蛭 名 修 一
30	〃	杉 山 武 美

4. 欠席した委員の番号及び氏名（6人）

番号	役職名	氏名
4	農業委員	原 英 輔
10	〃	嶋 田 輝 雄
22	〃	小 林 義 顯
23	〃	工 藤 輝 雄
24	〃	板 井 弘 已
28	〃	野 里 岩 雄

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による農業委員会の許可に係る申請審議
の件について

議案第2号 農地法第5条の規定による県知事の許可に係る申請書審議の
件について

第3 報告第1号 農地の転用事実に関する回答

報告第2号 農地の転用事実に関する回答

第4 その他 耕作放棄地再生・利用推進活動計画（案）について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 吉 田 薫

総括主幹 一 家 隆 雄

臨時職員 大 野 香

7. 会議録署名委員の氏名

25番 柴田峯生 委員 26番 山口芳一 委員

第 6 5 4 回総会議事録

議 長	これより、むつ市農業委員会第 6 5 4 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は 2 3 名で、定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
議 長	会議録署名委員は、会議規則第 4 3 条の規定により議長において 2 5 番 柴田委員 2 6 番 山口委員 を指名します。
議 長	日程第 2 会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議がないので、本総会の会期は本日 1 日とすることを決定いたします。
議 長	それでは、議案に入らせていただきます。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく農業委員会の許可に係る申請書審議 2 件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 本案件は、農地法第 3 条の規定による申請で、受付第 1 号・第 2 号の 2 件でございます。 受付第 1 号は、同居しています後継者への贈与であります。 受付第 2 号につきましては、従兄弟からの贈与であります。 2 件とも現地を確認し、議案書にありますとおり、許可要件の全てを満たしております。以上で説明を終わります。
議 長	議案第 1 号について、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案とおり、承認されました。
議 長	次に議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく県知事の許可に係る申請書審議の 1 件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 2 号について、ご説明いたします。 本案件は、農地法第 5 条の規定による申請 1 件で、弟から 3 5 年間土地を借受け、自分の住宅を建築するためのものであります。 農地面積の住宅用地につきましては、一般住宅では 5 0 0 ㎡以下、農家住宅では、1, 0 0 0 ㎡以下を目安として運用されています。 今回の申請は、5 4 8 ㎡ということで、県知事の許可が必要となることから、許可申請書を受理する前に、県の構造政策課農地調整グループ

に照会し、周辺の土地利用の状況等から、おおむね500㎡ということで、ご回答いただいております。以上で説明を終わります。

議長

議案第2号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員
議長

異議なし
質疑がないようですので、議案第2号は原案のとおり、県知事に進達いたします。

議事
事務局

次に地目変更登記に係る報告2件について、事務局より説明願います。
報告第1号、報告第2号について、ご説明いたします。

地目変更登記に係る現況調査の法務局からの照会でありまして、現地を調査しましたところ、報告第1号につきましては、十数年以前から土砂が堆積し、整地されている状況から非農地として回答いたしました。この件につきましては、申請人が行方不明者でありますことから、法務局に事実関係を確認し、次回の総会で報告したいと思っております。

報告第2号につきましては、現地が相当年数、山林となっておりますことから、非農地として回答いたしました。以上で報告を終わります。

議長

質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

その他何かございませんか。

各委員

なし

議長

では、その他で事務局より「耕作放棄地再生・利用推進活動計画(案)」について説明があるそうです。事務局より説明願います。

事務局

耕作放棄地再生・利用推進活動計画案の今後の基本的な進め方について、ご説明いたします。

農林水産課による、昨年度までの耕作放棄地全体調査結果のデータから、耕作放棄地の所有者をリスト化いたします。全体調査において「緑」及び「黄」と色区分判定された耕作放棄地の所有者を対象に、「緑」と判定された耕作放棄地から調査を実施いたします。事務局で5月・6月かけて該当する図面、地番、所有者リストを地区ごとに準備いたします。面積的には、緑が、83㍴ 黄が、209㍴です。

6月から10月にかけて現地調査を行い、耕作放棄地所有者に対するPRチラシの配布等の指導を行います。同じく、所有者が耕作放棄地を自ら耕作再開できるのか、担い手へのあっせんを希望するのか等の確認をするとともに、農地有効利用の指導をしていきます。

9月から10月にかけて担い手へのあっせんを希望する耕作放棄地所有者及び農地のリストを整備いたします。

11月には、受け手となる担い手農家へのあっせん活動を行います。推進活動は、農業委員と事務局職員で実施することになります。なお、

現地調査の資料が作成次第、農地部会、農政部会を開催したいと思いま
すのでよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より、耕作放棄地再生・利用推進活動計画案の説明がなされま
したが、何か質疑ございませんか。

各 委 員 異議なし

議 長 何もないようですので、これもちまして、むつ市農業委員会
第654回総会を閉会します。